

令和 7 (2025) 年度国民健康保険事業費納付金の算定のための諸係数について

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 75 条の 7 第 1 項の規定により令和 7 (2025) 年度に栃木県が県内の各市町から徴収する国民健康保険事業費納付金を算定するため、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号。以下「政令」という。）の規定による係数及び指数を次のとおり定め、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から適用する。

- 1 政令第 9 条第 3 項の規定により定める医療費指数反映係数（ α ）は、0.6 とする。
- 2 政令第 9 条第 5 項の規定により定める一般納付金所得係数（ β ）は、0.9919932650576 とする。
- 3 政令第 9 条第 8 項の規定により定める一般納付金基礎額調整係数（ γ ）は、1.0461313905572 とする。
- 4 政令第 9 条第 9 項の規定により定める一般納付金被保険者均等割指数は、0.7 とする。
- 5 政令第 10 条第 3 項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金所得係数（ β ）は、0.9808568778693 とする。
- 6 政令第 10 条第 6 項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数（ γ ）は、0.999999990346 とする。
- 7 政令第 10 条第 7 項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0.7 とする。
- 8 政令第 11 条第 3 項の規定により定める介護納付金納付金所得係数（ β ）は、1.0115929205972 とする。
- 9 政令第 11 条第 6 項の規定により定める介護納付金納付金基礎額調整係数（ γ ）は、0.9999999968408 とする。
- 10 政令第 11 条第 7 項の規定により定める介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0.7 とする。